

争論 地域の雇用を協同組合が守れるのか、つくれるのか

歴史と海外の経験から見る 「協同組合労働」の意味

中川 雄一郎

明治大学政治経済学部教授



聞き手：杉本貴志（本誌編集長・関西大学商学部教授）

初期協同組合と労働

【杉本】 ロバート・オウエンまで遡れば、「労働」や「雇用」の問題が根本にあった協同組合が、いつのまにか「消費者の協同組合」や「農民の協同組合」という形で発展し、いま生協など協同組合では「労働」ということをあまり問題にしなくなっているように思います。そもそも初期の協同組合において、「労働」はどのように位置づけられていたのでしょうか。

【中川】 協同組合の黎明期、つまりロッチデール公正先駆者組合やそれ以前も含めて捉える場合、最も分かりやすいのはウィリアム・キングだと思います。ウィリアム・キングは、医者として医療に従事するかたわら、*The Co-operator*（協同組合人）という小冊子を執筆・編集・発行していましたが（1828年5月－1830年8月）、そのなかでしばしば労働者に彼らの地域コミュニティにワーカーズ・コープ（労働者の生産協同組合）を設立すること、また消費者協同組合（生協）を合理的に経営すること、そして最終的にオウエン主義的なコミュニティを建設することを訴えています。当時、産業革命の進展によって職人や熟練労働者が機械に駆逐され、失業の危機に瀕していました。彼がいたブライトンにもそういう危機が押し寄せて、彼が地域で「職工学校」（労働者のた

めの学校）を設立したり、刑務所を改革したりするなど、いくつかの社会運動を指導したことは、そのような危機と大いに関係がありました。

そういう彼が最も大きな関心を払ったのが、生産者の協同組合を設立することでした。キングは、失業の危機に瀕している職人や熟練労働者が「フレンドリー・ソサエティ（友愛組合）」という共済組織を設立し、その基金（資金）を利用して生産者協同組合を設立するよう訴えたのです。生協よりもむしろ生産者協同組合をコミュニティに設立して雇用を生み出し、失業を防ぐのだというのがキングの考えでした。

よく、「キングは生協の近代化に尽くした」と言われます。それは確かにそのとおりですが、実はキングは、生協で得られた利益を組合員に分配しなさいとは決して言いませんでした。彼の主要な論点は「生産者協同組合を設立し、最終的に協同コミュニティを建設して、そこで人びとが安楽な生活を送るようする」にはどうすればよいか、ということでした。

【杉本】 そうすると、一般的には協同組合を店舗の運動として発展させるうえで貢献があったのはウィリアム・キングだと言われるけれども、実はキングのなかにも生産者協同組合をつくらうという、いまでいう労働者協同組合的な考え方が非常に強く

あったのですね。

【中川】 というよりも、キングの目標はそこに、すなわち、ワーカーズ・コープの設立にあったのではないかと思います。

【杉本】 それは、後のロッチデール公正先駆者組合にも共通する考え方だとお考えですか。

【中川】 基本的にはそうだと思います。ただし、先駆者組合の初期のイデオロギーはそうだった、との条件付きです。失業者の救済は、初期協同組合の共通の目的・目標だったと私は思っています。先駆者組合が最初に定めた綱領(「1844年規約」)の第1条を見れば、「(1) 食料品や衣料品の店舗を開設する、(2) 組合員の住宅を建築・購入する、(3) 失業者や低賃金の人たちを雇用する生活用品の製造工場の設立、(4) 農地を賃借もしくは購入して失業者などが農業生産に従事する農場を設立」などが書かれています。それに「(5) ホームコロニーの建設」、すなわち、「生産、分配、教育および統治の能力を備えたコミュニティの建設」という高邁な目的も書かれています。

協同組合で働く人々

【杉本】 そうやって最終的には働く人々を尊重するコミュニティをつくるという目標をロッチデールの人たちは当初掲げていましたが、そういう遠大な目標は店舗の営業が続いていく中で消えていきます。しかし、「プロフィット・シェアリング」(労働者への利潤分配)ということは言いましたから、必ずしも雇用や労働の問題に関心だったわけではなくて、せめて他の企業よりはよい労働条件を与えるという取り組みをやっていたと思います。それがだんだん「消費者のことだけを考える協同組合」に変化していきます。

【中川】 その要因は、現金と引き換えでしか仕入れを含めた購買と販売をしないという原則、すなわち、「現金取引の原則」です。この「現金取引の原則」を堅持するのであれば、先駆者組合は必要な食料品などの生活必需品を現金で購入できない失業者や低賃金労働者たちをどう処遇するのか、という問題に対応しなければなりません。実際には「1844年規約」第1条の(3)項の小麦製粉工場(ミル)を経営しただけであり、しかもこのミルはやがて先駆者組合で対応できなくなり、失業者や低賃金労働者を雇用するという積極的対応は先駆者組合ではなされませんでした。また生協としての先駆者組合が千人規模の多数の組合員を擁するようになって、そのような人たちを職員として雇用するかどうか議論・検討したのか否か、私は知りません。

【杉本】 当初は、先駆者たちは自分たちで店の係などを決めて、完全に自分たちだけで店を運営していましたね。

【中川】 そうです。そのなかで理事長、書記、会計係などの分担や、店の当番の順番も決めていました。

【杉本】 その店が大きくなると、専門の労働者を雇うようになる。そうすると、その人たちの待遇が問題になる。私は先駆者組合の分裂騒動を調べたことがあるのですが、そのときの組合員の大きな不満は、「なぜ協同組合で働く労働者にあんなに高い給料を払うのか。他の工場は安い給料しか払っていないから、そこで製造されたバターは安い。消費者の組合なのに、自分たちがつくった組合の店で売っているバターのほうが高いというのは、おかしいではないか」ということだったようです。

このように、労働を尊重する理念をもっていたロッチデール公正先駆者組合においても、消費者組合員のなかで、「自分たち

の組合なのだから、その利益は全て自分たち消費者に配分されるべきだ」という意見がだんだん強くなっていった。そのような状況の下で、ビアトリス・ウェップのように、「協同組合はあくまで消費者のものであり、そういう方向で発展させるべきだ」という考え方が出てきて、キリスト教社会主義者たちと対立することになります。

キリスト教社会主義者の 生産協同組合論

【中川】キリスト教社会主義者が協同組合運動に関わるようになるのは、「最後のチャーティスト運動（普通選挙権獲得運動）の国民請願」が行われた1848年の後のことです。この「国民請願」が行われたその日に、キリスト教社会主義者たちはチャーティスト運動にある種の「社会的危機」を感じ取り、例えばチャールズ・キングズリイは、「ピープルズ・チャーター（人民憲章）は社会改革に役立たない。それ故、法的な問題よりも、人間を大切にする道徳改革に、したがってまた、人びとの基本的な生活のあり方を考えなければならない」との見当外れのビラを撒きます。

【杉本】当時は一定以上の税金を納めることができる金持ちしか選挙権を持っていないので、チャーティストの間に「普通選挙権をよこせ」という運動が広がったけれども、それだけではだめだということですね。

【中川】そうです。それでも、1849年に掲載されたH.メイヒューの論文「ロンドンの労働とロンドンの貧民」を目にしたことをきっかけに、F.D.モーリス、J.M.ラドローそれにトマス・ヒューズなどのキリスト教社会主義者たちは、「危険なイギリス社会」に気づき、その危険な社会をキリスト教の教義・神学を基礎に変革しようと真

剣に考えるようになり、モーリスを中心に「労働者との交流集会」を開始し、やがてオウエン主義者や協同組合運動家もこの交流集会に参加するようになります。彼らは1850年2月に最初のワーカーズ・コープ「仕立工生産協同組合」(*Working Tailors' Association*)を設立します。

彼らが設立したワーカーズ・コープが、なぜ*Co-operative (Society)*ではなく、*Association*と名乗ったのかと言えば、それはラドローがフランスのワーカーズ・コープを視察し、その影響を受けたからです。当時、フランスの協同組合運動の中心は生協ではなく、アソシエーションとフランスの労働者が呼んでいたワーカーズ・コープ、すなわち、労働者生産者協同組合であったのです。

キリスト教社会主義者のスローガンである「社会主義のキリスト教化」は、協同組合のみならず、「あらゆる産業の生産や分配を同胞愛というキリスト教のルールに従わせることによって産業革命のなかで生じたあまりにもひどい競争を規制していこう」と論じています。協同組合、とりわけワーカーズ・コープは同胞愛を実質化させるエートスを人びとが自己認識し、承認する機会を与えてくれるのだ、というのがキリスト教社会主義者たちの「協同組合アイデンティティ」なのです。

そのような観点からすると、キリスト教社会主義者たちは、消費を、すなわち、生協を決して軽視していた訳ではありません。彼らは「生産と消費は相互に補い合うものであるから、ワーカーズ・コープは生協の発展度合いに左右される」ということを明確に理解していました。そのためにイギリスの生協運動を調査する「旅行」さえ実施しています。そしてその調査結果を見て、生協が大きく発展していることに驚き、しかもワーカーズ・コープが非常に少数で

あることにも驚きます。彼らの調査旅行の結論は、ワーカーズ・コープを設立するためには生協の支援が必要である、ということに、今日的な言い方をすれば、「協同組合間協同」の重要性を再認識した訳です。

だが、そのように再認識してもなお、彼らはキリスト教的な観点から、基本的に生産を消費の上に置く「協同組合アイデンティティ」を主張したのです。ラドローは、そのような観点から、1890年代にビアトリス・ウェップと非常に激しい論争をします。そしてウェップは、生協運動を「連合主義派」と呼び、キリスト教社会主義者たちのワーカーズ・コープ運動を、ロバート・オウエンの社会主義思想を基礎とするイギリス協同組合運動と異質の「個人主義派」の運動であると決めつけ、批判しました。

【杉本】 その場合の「個人主義」というのは、「労働者生産協同組合論者たちは、そこで働いている労働者個人だけが得するようなことを主張している。それに対して消費者協同組合は、消費者すなわち社会全体の利益を考えている」ということですね。

【中川】 そういうことです。ラドローはそれに対する反論を行っています。1880年頃には100以上のワーカーズ・コープが存在しており、生協に比べると少ないのですが、それなりの勢力を保っていた、と言ってよいでしょう。

「利潤分配方式」をめぐるワーカーズ・コープと生協の対立は1870年代の中葉に最初の山場を迎え、次の山場は1884年の「労働アソシエーション」の創設です。それ以後、ラドロー、ヒューズ、ニール、それに86年に加入したG.J. ホリヨークなどのワーカーズ・コープ陣とビアトリス・ウェップやCWS(イギリス生協運動の中心的存在であった卸売連合会)の生協陣との間で「利

潤分配方式」問題をめぐる闘いが継続され、1895年のICA(国際協同組合同盟)設立もこの問題が中心課題となるほどでした。

この「利潤(剰余)分配論争」は、実は、利潤分配の単なる「方式」の問題として片づけられる問題ではなかったのです。それは両陣営の「協同組合アイデンティティ」に関わる重要な問題であったのです。ワーカーズ・コープ陣営はこう主張します。人びとの生活の実体は「自己充実のための労働」であるはずなのに、現実には競争によって強制される労働でしかない。それ故、「自己充実の労働」を実現するためには「競争的な個人的労働の束縛から自らを解放しなければならない」。それは「人間の労働は人びとの協力・協同関係(パートナーシップ)によって遂行される」ことを意味するのであるから、そのような労働の成果である利潤(剰余)は「消費ではなく、生産が、すなわち、労働が第一義的である」ことを意味する方式で分配されなければならない、ということになります。労働者への利潤(剰余)の分配、すなわち、「労働に応じた利潤の分配」を承認することは、経済と社会に同胞愛(フェローシップ)を確かなものにしていくことに貢献するのです、と。

他方の生協陣営の協同組合アイデンティティは「利潤(剰余)の購買高配当」(利用高に比例した割り戻し)に行き着きます。イギリスのみならず他の欧米諸国でもロッチデール公正先駆者組合モデルによる生協が人びとの生活の向上に貢献しているのであり、とりわけイギリスにあっては、近代協同組合の創始である先駆者組合が「利潤の購買高配当」を通じて「生協の実体」を不動のものにしたことは紛れもない事実であって、購買高配当こそ組合員をして生協を、したがって、協同組合を「自己意識」の源

泉とせしめる「主体的選択の行為性向」(エートス)に外ならない、と生協陣営は考える訳です。

そこで前者のワーカーズ・コープ陣営は「労働に応じた分配」と「購買高配当」の2つの「利潤分配の原則」を承認することを提案しますが、生協陣営はこれを拒否します。そしてピアトリス・ウェップの産業民主主義論が両者の間に介在するや、事情はもっと複雑になります。

彼女の産業民主主義論は、協同組合における「利潤(剰余)分配の方法」と「企業統治の方法」とを密接に関係させていました。彼女は、協同組合と労働組合の影響力を社会的に拡大していくためには、協同組合と労働組合が関与できる領域を「労働条件」に限定し、雇用主や経営担当者の意思決定領域を侵してはならず、産業能率や公的利益をも損ねてはならない、と言うのです。協同組合に関しては、企業経営者や雇用主の企業統治や意志決定の領域に抵触する自治や自主管理、経営参加、それに「労働に応じた利潤分配」といったワーカーズ・コープの基本原則である「コ・パートナーシップ」(Co-partnership)は、彼女の「産業民主主義制」と相容れないのです。要するに、彼女は、生協の労働者(生協職員)は、生協の組合員としてのみ「購買高配当」に与(あずか)ることができるのであって、労働者としての「職務上の地位」は組合員であっても無資格であると考えたのです。それはワーカーズ・コープも含めた協同組合の組合員労働者も同様で、彼らの「職務上の地位」は、企業統治においては無資格であることを意味しているのです。その点で、生協や農協の労働者(職員)は現在も依然として「企業統治」については単なる被雇用労働者の地位にすぎず、組合員と同等ではないのです。協同組合運動が「マル

チステークホルダー論」(組合員のほかにも、組合労働者や取引先の生産者ら多様な利害関係者を重視する考え方)を思考するようになってきた現代にあってもなお「組合員民主主義が生協・協同組合の唯一の原則だ」ということのルーツはこのようなどころにあるのではないだろうか、と私は考えています。

イギリスの 労働者協同組合 ICOM

【杉本】ただ、「労働者にボーナスを与えなさい。利潤分配をしなさい」というのは、それほど変な考え方ではなくて、非常にわかりやすい考え方です。フェビアンであれ、何であれ、「社会主義者」を名乗る人が、なぜそれほど反対したのか、よく理解できません。たとえば協同組合運動においても、先生が論文で明らかにされたように、ICAはもともと利潤分配を世界中に広めるためにつくった国際組織でした。しかし、理由はともかくとして、20世紀の協同組合運動ではそういう考え方がほとんど表面に出てこなくなります。その後、イギリスで「労働」を協同組合のテーマとする考え方が復活するのはICOM(アイコム・Industrial Common Ownership Movement: 産業共同所有運動)ということになるのでしょうか。

【中川】1986年にマンチェスターのホリヨーク・ハウスを訪ねて、「生産協同組合連合会」(CPF)に所属していたワーカーズ・コープの数を聞いたところ、確か登録数はわずか8組合であると聞いたように記憶しています。古い歴史のあるワーカーズ・コープは非常に少数になってしまった、ということです。CPFは解散し、8組合は当時の協同組合連合会(Co-operative Union、現在のCo-operative UK)に吸収されてしまいました。

それに対して、この時期には新しいワーカーズ・コープが年々数多く設立されるようになり、「ワーカーズ・コープの第3の波」と言われるように大小1000以上ものワーカーズ・コープが組織され、設立されました。そしてこれらのワーカーズ・コープの大多数はICOMに加入しました。1958年にクエーカー教徒のキリスト教社会主義者アーネスト・ベルダーがスコット・ベルダー・COMMONWELLSを設立し、そのCOMMONWELLSの「協同の理念」を広めるための組織であったデミントリイ(民主的産業統合協会)が1971年に労働者協同組合を振興する社会的支援組織ICOMに衣替えしたのです。これによってワーカーズ・コープは大きな発展の機会を得ることができ、ワーカーズ・コープは1985年に1000を超える数になりました。なお、労働者所有制を採用している化学会社のスコット・ベルダー社は現在でも大企業として存続し、労働者による直接民主制の経営を実行しているようです。

1978年にはCDA(Co-operative Development Agency、協同組合振興機関)が法制化され、ワーカーズ・コープはさらなる発展を支援されるようになりました。

【杉本】 CDAは、名前だけを聞くと生協などを支援する機構のようですが、実際にはICOMと連携しており、ワーカーズ・コープの振興、発展を支えるための機構であったのですか。

【中川】 そうです。CDAは、労働党が政権を持っていた時期に、労働党が法制化したワーカーズ・コープの支援機構です。CDAは中央政府の1機関としてありましたが、また各地方政府にも置かれていました。しかしサッチャー政権になってしばらくすると、中央政府のCDAは廃止されます。

【杉本】 それでイギリスの協同組合運動は「冬の時代」に入るわけですね。そこにレ

イドロー報告(レイドロー博士が1980年に発表し、協同組合運動に大きな影響を与えた『西暦2000年の協同組合』と題するレポート)が出てくる。先生はレイドロー報告のインパクトについて、特に「労働」や「雇用」という点でどんなものがあったと評価されていますか。

レイドロー報告と雇用・労働

【中川】 レイドロー報告で私もなるほどそうだと思う重要な指摘の一つは、「雇用主としての協同組合は、他の営利企業と変わらない雇用主になっているのではないか」と強調していることです。「協同組合には雇用主として独自の役割があるのではないか。他の企業と同一であるのは如何なものか」という彼の主張は、協同組合の理念・本質とは何かを彼が問うていることです。では、協同組合は雇用主としてどう協同組合の理念と本質を踏まえて役割を果たしていくのか。それが、彼が示した「第二優先分野・生産的労働のための協同組合」です。ここでは「生産的」という言葉が重要で、「雇用のあり方」と密接に結びついていると同時に、地域コミュニティや社会との繋がりを意味している、と私は思っています。特に彼が強調したかったことの一つは、それ故、「ワーカーズ・コープの発展を創り出そう」ということです。すぐ前で述べたように、1970年代後半から80年代前半にかけてのイギリスのワーカーズ・コープの成長・発展は、景気後退による失業率の増大の下で労働者自らが彼らの生活と労働を守るために雇用を創り出そうとした努力の結果である、とレイドローは言いたかったのではないのでしょうか。

もう一つは、ほかでもありません、スペイン・バスク地方のモンドラゴン協同組合複合体の経済・社会的な強さを示し、協

同組合運動の確かさを協同組合人に知ってもらいたいという意識です。その意味で、イギリスとスペインの2つのワーカーズ・コープの経験が、レイドロー報告が協同組合運動の第二優先分野として「生産的労働のための協同組合」を主張した背景だろうと思います。

【杉本】 レイドロー報告の影響で日本協同組合学会が設立されるなど、レイドロー報告は協同組合研究にも大きな影響を与えましたが、この報告が出るまでは、協同組合研究の世界で労働者協同組合に対する注目はほとんどなかったのですか。

【中川】 私の小さな能力の範囲においてですが、あまりなかったように思います。私の学部・大学院時代の協同組合論の中心は、日本農業を対象にした農業協同組合論であったし、他の協同組合論と言えば、協同組合の理論の精緻化や批判であって、その意味では協同組合流通論が主流であったと言えるかもしれません。しかも多くのそれはマルクス経済学系の人が多いことから、マルクス経済学の流通論でした。私にとっては必要な分野でしたが、それでも協同組合の思想や歴史がもう少し深く学べれば、との思いもありました。

【杉本】 モンドラゴンの名前はほとんど知られていないし、ICOMがあったにもかかわらず、協同組合研究者がそれに注目することもなかったのですね。

【中川】 たぶん、日本の協同組合研究はそのような状況だったと思います。反面教師的に言えば、そのような状況なので、私は思想や運動史に惹かれたのかもしれませんが。

コミュニティ協同組合、社会的協同組合、社会的企業

【杉本】 現在の *Co-operatives UK* というイギリスの協同組合をまとめる全国連合会は、この *ICOM* と *Co-operative Union* から成り立っているということになっています。つまり生協の他にワーカーズ・コープ、コミュニティ協同組合などが同じ連合会で一緒になっているということです。日本の協同組合関係者にとっては、「消費者協同組合」とか「農民協同組合」というとすぐ分かるのですが、「社会的企業」・「社会的協同組合」・「コミュニティ協同組合」というと、分かりにくい。いろいろな名称あると思いますが、イギリスの社会的企業やコミュニティ協同組合の場合、法律はどうなっていて、どういう人が組合員で、何をその目的としているのですか。

【中川】 社会的企業の歴史はさほど古いものではありません。1960年代中葉に遡ればよろしいかと思います。「社会的企業」という名称が人目につくようになるのも1980年代末以降のことで、それ以前は、それらの事業体は、基本形態はワーカーズ・コープですが、「コミュニティ・ビジネス」とか「コミュニティ・エンタープライズ」、あるいは「コミュニティ協同組合」とかと名乗っていました。

私が調べた限りでは、「コミュニティ協同組合」の名称が現れるのは、石油ショック後の経済停滞の時期と重なる、1970年代後半から80年代末にかけてです。それには次のような経過がありました。中央政府にとってイングランドとスコットランドとの地域格差解消は長年の重要課題でした。1964年に政権を取り戻した労働党は、この課題に取り組むためにスコットランド

に政府機関の *HIDB* (ハイランド・アイランド開発委員会) を設置します。当初、*HIDB* はいくつかのトップダウン方式による地域経済開発プロジェクトを展開しましたが、成功しませんでした。そこで *HIDB* は、「地域コミュニティの人びとがその地域固有の諸資源を活かして起こす内発的経済・社会開発」を支援する、というボトムアップ方式による地域開発プロジェクトに取り組むことにし、まずはスコットランド西方沖の離島ウェスタン・アイルズ (*WIs*) の経済・社会的再生に取り組むことにしました。*HIDB* の支援を受けた *WIs* の人たちは、1976年に短期雇用創出のための制度「雇用創出プログラム」(*JCP*) に基づいた地域プロジェクトを立ち上げます。*JCP* は本来、ワーカーズ・コープと何の関係もなかったのですが、これによって公的な助成機関となった訳です。こうした公的資金を得たことで地域開発プロジェクトは、*HIDB* の支援を受けて、ワーカーズ・コープの形成と発展をめざす「パイロット計画」に乗り出すことができました。

HIDB によるこのような試みは、離島の *WIs* からスコットランド本土に拡大し、さらにはイングランドへと広がっていきました。かくして、コミュニティ協同組合の全国的な展開が見られるようになった訳です。そしてやがて、コミュニティ協同組合と同じような機能を持つ「コミュニティ・ビジネス」や「コミュニティ・エンタープライズ」と名乗るワーカーズ・コープ形態の事業体が多数組織され、設立されることになります。

「*HIDB* の先駆的努力」とでも言うべき成果は、地域開発プロジェクトを行う方式を「トップダウン」から「ボトムアップ」の方式に切り換えたことです。一見何でもないように思えるかもしれませんが、この

方式の転換は「地域開発プロジェクトへの市民参加」という点で極めて大きな成果をもたらしました。この転換は、ワーカーズ・コープ運動に「新しいインスピレーション」を与えた、とされています。コミュニティ協同組合を設立する際にコミュニティの住民が「1人1ポンド」出資して調達した総額と同額の資金を地方自治体が助成する、というこれまでにない「出資資本」(シェア・キャピタル) のあり方です。この方法は、コミュニティの住民が「コミュニティの再生・再活性化」プログラムを支持し、ワーカーズ・コープ形態のコミュニティ協同組合を支持し、それに参加するのに「非常に応じやすく、共感でき、かつコミュニティに好意をもち得るアプローチである」、と評価されました。

コミュニティの住民が「1人1ポンド」—この数字、どこかで聞いたことがありますね。そうです、ロッチデール公正先駆者組合の「1844年規約」の前文です—出資して3000ポンドが集まると、地方自治体が3000ポンド助成してくれる。3000もの人たちがコミュニティ協同組合を支援してくれていると思うと、心強くなりますね。たとえワーカーズ・コープの規模自体は10~20人のメンバーから成る小さな規模であったとしても、地域コミュニティの多数の人たちの支えがあれば、彼や彼女たちのニーズを満たすサービスや財を提供し供給することも可能になるであろうし、雇用の創出もあり得るだろう。シナジー効果も生まれてくるというものです。

【杉本】 具体的に、どういう仕事があるのでしょうか。

【中川】 私の知る限りでは、地域コミュニティのニーズとの対応で、保育・育児、障害者と高齢者のケア、職業訓練・教育、コミュニティ・トランスポート(コミュニティ

バス)などが多いようです。そのほかに目立つのがレストラン経営で、いまで言う「地域の人たちの居場所づくり」が多いですね。

【杉本】 形態としてはワーカーズ・コープから始めたけれども、そこで直接働いている人だけでなく、地域の何千人かが少しずつ出資しているのですね。

【中川】 そうです。1人1ポンドを地域住民であれば誰でも出資できる、これによって多くの人がワーカーズ・コープに関心を持つきっかけがつけられ、そしてそのことがやがて生協に影響を与えることとなります。コミュニティ協同組合がイングランドに入ってくると、生協がワーカーズ・コープを創ろうと訴え、生協の組合員がワーカーズ・コープづくりに取り組んでいくのです。こうしたワーカーズ・コープがいつ頃から「社会的企業」と呼んだり呼ばれたりするようになったのかと言えば、おそらく、1997年の総選挙で労働党が勝利し、トニー・ブレアが首相となる頃には既に「社会的企業」という名称は市民権を得ていたと思います。ブレア首相は、97年の12月に「社会的排除対策室」(Social Exclusion Unit: SEU)の設置について演説し、「雇用の創出」と「地域コミュニティの再生」が、ブレア政権が取り組むべき主要課題の一つであることを示唆しました。2001年10月には「社会的企業局」が貿易・産業省に設置され、2002年7月にはパトリシア・ヒューイット貿易・産業相によって『社会的企業：成功のための戦略』が発表されています。

私は、2002年9月に、ロンドン特別自治区で多数の移民が暮らしている貧しい地域タワー・ハムレッツで「女性の雇用創出」の事業を行っている「アカウント3」(Account 3)と、イングランド北東部に位置し、多くの失業者を抱えているサンダーランド市で「雇用の創出」と「地域コミュ

ニティの再生」のための事業を展開している19の社会的企業を指導するSES(Social Enterprise Sunderland:SES)とを訪問・調査しました。その当時、双方とも「協同組合法」で登録されており、「社会的企業」を名乗っていました。両者ともいわゆる「中間支援組織」ではありますが、アカウント3とSESの事例の詳細については、拙著『社会的企業とコミュニティの再生』(第2版・増補版、大月書店、2007年)を参照してください。現在SESは、協同組合法ではなく、社会的企業法である「CIC法」(Community Interest Company: CIC)で登録されており、その名称のSESはSustainable Enterprise Strategiesに変更され、文字通りの社会的企業を名乗っています。SESは、およそ280もの社会的企業メンバーをその傘下およびネットワークに持ち、事業経営に関わる指導を行っています。SES傘下メンバーの筆頭はケア協同組合のSunderl and Home Care Associates (SHCA)で、その事業高は約4億円に達しています(2010年のSESの事業高は27億円)。

イタリアの社会的協同組合と障害者雇用

【杉本】 イギリスと並んで、イタリアの社会的協同組合も有名ですね。

【中川】 イタリアの社会的協同組合については、田中夏子先生の『イタリア社会的経済の地域展開』(日本経済評論社、2004年)を参照してください。社会的協同組合には教育・保育に関わるA型と、障害者の自立や雇用に関わるB型とがあります。日本の政府、地方自治体、協同組合、それに他の非営利・協同組織は是非この社会的協同組合を理解・認識し、特にB型については十分見習ってもらいたいものです。政府も自治体も、それに協同組合も、日本では障害者

の雇用について非常に安易に考えている節があるように思われます。障害の有無にかかわらず人間の尊厳を考えればなお更のことですが、障害者にはその軽重はあるかもしれませんが、少なくとも地域のなかで自立して生活できるような所得を保障していくことが必要です。日本の社会はそこまで考えが及ばないように思えてなりません。なぜそうなのか、私たちは問わなければなりません。イタリアでは社会的協同組合法(法律381号)が制定されるまでに激しい議論があり、論争がありました。その結果、この協同組合は普遍性を有することになりました。

何よりも、「障害の有無」を前提にしてなお強調していることは、「人間発達の重要性」ということです。それで私は現在執筆中の原稿に「1980年のICAモスクワ大会のレイドロー報告を受けて、イタリア国内でも、拡大された共益性を可能とする法的枠組みをめぐって議論が進み、協同組合が、その構成員の利益にとどまらず、協同組合が関わる地域社会全体に向けた共同利益の創出に関わる必要性が確認された。協同組合の組合員の利益と地域社会全体の共同利益双方の創出をめざすという社会的協同組合像に基礎を置いた、社会的協同組合に関する法律381号が10年以上もの歳月を費やして成立した」と綴っておきました。

非営利・協同組織と労働問題

【杉本】日本で「仕事起こし」や「雇用の創出」というと、ベンチャー企業をつくって、株を発行して、うまくいけば大儲け…という方向ばかりが注目されますが、そういうものに対して、非営利・協同や社会的企業の優位性はどこにあるとお考えですか。

【中川】それはなかなか難しい設問ですが、

イタリアの社会的協同組合がそうであるように、ある特定の課題や問題を解決するために、それを社会的に普遍化することができるというところに、協同組合は普通の株式会社にはない側面を持っています。協同組合は、特定の課題を追求することによって、その課題を社会全体のものにしていくような流れをつくりだすことができるのです。

私は、その点で、協同組合に限らず、営利企業にしてさえも、その持つ理念は大切だと考えています。その組織なり企業なり協同組合なりは、理念に応じた制度やシステムをその内部に創り出すのであって、その理念に応じた制度やシステムを有効に機能させるためのメカニズムがまたそれぞれの組織内部に創り出されます。その意味で、協同組合の理念は極めて重要な役割を果たすことになるからです。制度やシステムやメカニズムは、その企業や組織の事業の理念に応じて機能し、その結果、さまざまな影響を社会にもたらすのです。なぜ非営利・協同が必要なのかは、そういうことなのです。

【杉本】レイドロー報告のなかには「消費者の欲望に応えることだけが生協の使命ではない」というようなことが書かれていますが、やはり生協という職場を主体的に選んだ職員の方々のなかには、「消費者に奉仕することがわれわれの唯一絶対の使命だ」と思っている方もいらっしゃると思います。そうした生協が「雇用」や「労働」の問題に対して、どう考えなければいけないのでしょうか。

【中川】レイドローは、レイドロー報告の「説明演説」で「協同組合には生協、農協、漁協、住宅協同組合など多種多様なのに、レイドロー報告は生協に割いている部分が多い」との批判を受けた際に次のようにコメ

ントしています。「大会の討議資料としてのこの報告書（レイドロー報告）は、各分野の協同組合を深く論及する代わりに、全世界的な視野をもって、すなわち鳥瞰図的に協同組合を観察するように心がけました。ただし、特別に考慮した分野があります。それは生協です。なぜ生協なのか。…第1に、生協はICA会員のコアである。したがって、好むと好まざるとにかかわらず、生協間の協力・協同は最も発展する可能性があります。第2に、とはいえ現在の生協は、あたかも山の頂上に登りつめたかのようで、発展がみられない。インフレーションをベースにして、成長を期待している。市場における生協の役割に基づいた組合員サービスに目を向けていないのではないかと。思う。だが、そうであっても、生協は他の各種協同組合の基礎になり得ると私は考えている。生協の組合員であることは、彼らが協同組合保険や協同組合銀行など各種協同組合を包含する協同組合システムの一部を利用することが可能となることでもあり、その意味で、生協が発展しなければ、その他の協同組合運動のバイタリティも失われてしまう可能性がある」

レイドローは、報告書で生協批判をしているわりには、説明演説ではこのように生協の役割を述べているわけですが、私は「市場における生協の役割に基づいた組合員サービス」に注目しました。

「市場」は、資本主義社会のみならず、基本的に各国の社会的な秩序の基礎でもあるのです。市場は、具体的には、生産者と消費者の購買行為の総体ですから、この市場を生協がどのように創っていくか、ということを考えることが必要です。生協運動は基本的に市場を通じて展開されるのですから、生協は、市場もまた教育のプロセスであることを思い起こさなければいけな

い。生協は市場を内部化することができるのですから、市場を通じて運動がなされ、また教育がなされることを生協には思い起こしてもらいたい。要するに、「事業と運動のプロセスは教育のプロセスでもある」ということなのです。

その意味で、職員の労働も教育のプロセスであると考えざるべきではないでしょうか。でなければ、職員は「生協で仕事をする」意味や意義を理解できなくなるかもしれません。営利企業のスーパーマーケットと同じように、専ら利益を上げ、儲かればよい、という発想ではなくて、市場における生協の役割に基づいた組合員サービスに目を向けなければいけないのではないかと思います。

【杉本】 雇用のあり方については、いかがですか。

【中川】 重要なことは、雇用主として協同組合はどのような理念に立つべきかを各協同組合で議論することです。日本の法律では、「雇い主」がいることが大前提です。「協同労働の協同組合法」の法制化を請願したときも、最大の問題は「『雇い主』と『雇われる労働者』が大前提である」ということでした。「『雇う』とか『雇われる』ということ乗り越えていくのがワーカーズ・コープなんです」と言っても、絶対に認められないのです。何よりも問題は、「自己雇用」という概念が日本の法律には欠けていることです。そうであれば、理念で解決するしかないでしょう。形式的には「法律」に従ってやっていくしかない。そうすると、あくまでも「雇用主＝理事会」は形式的なものであって、経営は、協同組合の理念に基づいて、組合員（参加）によって行われる、ということになる。そういう実体を組合員自らが創り出してしていくのです。